

【No. 1】

不利益処分に係る処分基準

(令和4年11月1日作成)

法令名	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
根拠条項	第14条第1項
処分の概要	償還金の全部又は一部に相当する額の返還命令
法令の定め	第14条第1項 不実の申請その他不正の手段により第7条第1項に規定する国債の給付を受け、その償還金を受領した者があるときは、総務大臣は、その者に対して償還金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。
処分基準	[未設定ハ] 個々の事例について個別具体的に判断すべきものであり、具体的基準の設定は困難である。
処分担当課	保健福祉部福祉局地域福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局地域福祉課援護係（電話番号：011-231-4111(内線25-635、636)）
備考	

【No. 2】

不利益処分に係る処分基準

(令和4年11月1日作成)

法令名	戦傷病者特別援護法
根拠条項	第5条第2項
処分の概要	戦傷病者手帳の提出命令及び訂正
法令の定め	第5条第2項 厚生労働大臣は、戦傷病者につき戦傷病者手帳の記載事項に変更があったと認めるときは、政令の定めるところにより、その者に対し、戦傷病者手帳の提出を命じ、当該記載事項を訂正することができる。
処分基準	政令第358号（昭和38年10月29日） 厚生事務次官通知（昭和38年11月1日厚生省発援第166号） 厚生省援護局長通知（昭和38年12月27日援発第1206号） 厚生省援護局庶務課長通知（昭和39年8月28日庶務第454号） 厚生省援護局庶務課長通知（昭和40年6月28日庶務第342号） 厚生省援護局庶務課長通知（昭和48年9月13日庶務第504号）
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課（内線：石狩34-911、他3811）、保健福祉部福祉局地域福祉課援護係（電話番号：011-231-4111(内線25-623)）
備考	

【No. 3】

## 不利益処分に係る処分基準

(令和4年11月1日作成)

法令名	戦傷病者特別援護法
根拠条項	第6条第2項
処分の概要	戦傷病者手帳の返還命令
法令の定め	第6条第2項 厚生労働大臣は、戦傷病者手帳の交付を受けた者について第四条第一項第一号に規定する程度の障害がなくなつたと認めるとき（当該公務上の傷病につき療養の必要があるときを除く。）、若しくは当該公務上の傷病につき療養の必要がなくなつたと認めるとき（同条同項同号に規定する程度の障害があるときを除く。）、又は戦傷病者手帳の交付を受けた者が日本の国籍を失つたとき、若しくは第七条の規定に違反したときは、その者に対し、戦傷病者手帳の返還を命ずることができる。
処分基準	政令第358号（昭和38年10月29日） 厚生事務次官通知（昭和38年11月1日厚生省発援第166号） 厚生省援護局長通知（昭和38年12月27日援発第1206号） 厚生省援護局庶務課長通知（昭和39年8月28日庶務第454号） 厚生省援護局庶務課長通知（昭和40年6月28日庶務第342号） 厚生省援護局庶務課長通知（昭和48年9月13日庶務第504号）
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課（内線：石狩34-911、他3811）、保健福祉部福祉局地域福祉課援護係（電話番号：011-231-4111(内線25-623)）
備考	

## 【No. 4】

## 不利益処分に係る処分基準

(令和4年11月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第56条第6項
処分の概要	社会福祉法人に対する措置命令
法令の定め	<p>第56条第4項</p> <p>所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。</p> <p>第56条第6項</p> <p>所轄庁は、第4項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>
処分基準	<p>[未設定ハ]</p> <p>処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。</p>
処分担当課	各(総合)振興局所管法人～各(総合)振興局保健環境部社会福祉課 本庁所管法人 ～保健福祉部福祉局地域福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局地域福祉課法人運営係（電話番号：011-231-4111(内線25-605)）
備考	<p>【所管法人】</p> <p>各(総合)振興局所管法人～各(総合)振興局管内（政令指定都市を除く）のみで事業を行う法人（法人の主たる事務所が中核市に所在するもの及び市のみで事業を行っているものを除く） 本庁所管法人 ～(総合)振興局、市の所管区域のうち2つ以上の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が政令指定都市に所在するものを除く）及び2つ以上の都道府県の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が道内に所在するもの）</p>

法令名	社会福祉法
根拠条項	第56条第7項
処分の概要	社会福祉法人に対する業務の全部若しくは一部の停止命令
法令の定め	第56条第7項 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員 <sup>1</sup> の解職を勧告することができる。
処分基準	[未設定ハ] 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各(総合)振興局所管法人～各(総合)振興局保健環境部社会福祉課 本庁所管法人 ～保健福祉部福祉局地域福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局地域福祉課法人運営係（電話番号：011-231-4111(内線25-605)）
備考	【所管法人】 各(総合)振興局所管法人～各(総合)振興局管内（政令指定都市を除く）のみで事業を行う法人（法人の主たる事務所が中核市に所在するもの及び市のみで事業を行っているものを除く） 本庁所管法人 ～(総合)振興局、市の所管区域のうち2つ以上の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が政令指定都市に所在するものを除く）及び2つ以上の都道府県の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が道内に所在するもの）

法令名	社会福祉法
根拠条項	第56条第8項
処分の概要	社会福祉法人に対する解散命令
法令の定め	<p>第56条第8項</p> <p>所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。</p>
処分基準	<p>[未設定ハ]</p> <p>処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。</p>
処分担当課	<p>各(総合)振興局所管法人～各(総合)振興局保健環境部社会福祉課</p> <p>本庁所管法人 ～保健福祉部福祉局地域福祉課</p>
問い合わせ先	保健福祉部福祉局地域福祉課法人運営係（電話番号：011-231-4111(内線25-605)）
備考	<p>【所管法人】</p> <p>各(総合)振興局所管法人～各(総合)振興局管内（政令指定都市を除く）のみで事業を行う法人（法人の主たる事務所が中核市に所在するもの及び市のみで事業を行っているものを除く）</p> <p>本庁所管法人 ～(総合)振興局、市の所管区域のうち2つ以上の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が政令指定都市に所在するものを除く）及び2つ以上の都道府県の所管区域で事業を行う法人（法人の主たる事務所が道内に所在するもの）</p>

【No. 7】

不利益処分に係る処分基準

(令和4年11月1日作成)

法令名	社会福祉法
根拠条項	第71条
処分の概要	社会福祉施設の基準適合命令
法令の定め	第71条 都道府県知事は、第62条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項の規定による許可を受けて社会福祉事業を営業者の施設が、第65条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を営業者に対し、同項の基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
処分基準	[未設定ハ] 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局地域福祉課法人運営係(電話番号:011-231-4111(内線25-605))
備考	

法令名	社会福祉法
根拠条項	第72条第1項
処分の概要	社会福祉事業経営の許可の取消し等
法令の定め	第72条第1項 都道府県知事は、第62条第1項、第67条第1項若しくは第69条第1項の届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を受けて社会福祉事業を經營する者が、第62条第6項(第63条第3項及び第67条第5項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反し、第63条第1項若しくは第2項、第68条若しくは第69条第2項の規定に違反し、第70条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を經營することを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を取り消すことができる。
処分基準	[未設定ハ] 処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局地域福祉課法人運営係(電話番号:011-231-4111(内線25-605))
備考	



法令名	社会福祉法
根拠条項	第72条第2項、第3項
処分の概要	社会福祉法の規定に違反して社会福祉事業を営むものの制限等
法令の定め	<p>第72条第2項</p> <p>都道府県知事は、第62条第1項、第67条第1項若しくは第69条第1項の届出をし、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく届出をし、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可を受け、若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を受けて社会福祉事業を営む者(次章において「社会福祉事業の営業者」という。)が、第77条又は第79条の規定に違反したときは、その者に対し、社会福祉事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は第62条第2項若しくは第67条第2項の許可若しくは第74条に規定する他の法律に基づく許可若しくは認可を取り消すことができる。</p> <p>第72条第3項</p> <p>都道府県知事は、第62条第1項若しくは第2項、第67条第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定に違反して社会福祉事業を営む者が、その事業に関して不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、そのものに対し、社会福祉事業を営むことを制限し、その停止を命ずることができる。</p>
処分基準	<p>[未設定]</p> <p>処分の原因となる事実について、個別の情状等に対して具体的な基準を画一的に定めることが困難なため、基準の設定はしていない。</p>
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	保健福祉部福祉局地域福祉課法人運営係(電話番号:011-231-4111(内線25-605))
備考	

【No.10】

不利益処分に係る処分基準

(令和4年11月1日作成)

法令名	生活保護法
根拠条項	第25条第2項
処分の概要	職権による保護の廃止
法令の定め	第25条第2項 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。
処分基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」</li><li>・昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」</li><li>・昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」</li><li>・平成21年3月31日厚生労働省社会援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」等</li></ul>
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課(内線:石狩34-921、空知3822、渡島、十勝3823、檜山3824、他3821)、保健福祉部福祉局地域福祉課保護支援係(電話番号:011-231-4111(内線25-634))
備考	事前手続=なし(生活保護法第29条の2により適用除外)

【No.11】

不利益処分に係る処分基準

(令和4年11月1日作成)

法令名	生活保護法
根拠条項	第26条
処分の概要	保護の停止、廃止
法令の定め	第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。
処分基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」</li><li>・昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」</li><li>・昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」</li><li>・平成21年3月31日厚生労働省社会援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」等</li></ul>
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課(内線:石狩34-921、空知3822、渡島、十勝3823、檜山3824、他3821)、保健福祉部福祉局地域福祉課保護支援係(電話番号:011-231-4111(内線25-634))
備考	事前手続=なし(生活保護法第29条の2により適用除外)

【No.12】

## 不利益処分に係る処分基準

(令和4年11月1日作成)

法令名	生活保護法
根拠条項	第28条第5項
処分の概要	調査に応じないときの保護の廃止等
法令の定め	第28条第5項 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。
処分基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」</li><li>・昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」</li><li>・昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」</li><li>・平成21年3月31日厚生労働省社会援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」等</li></ul>
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課(内線:石狩34-921、空知3822、渡島、十勝3823、檜山3824、他3821)、保健福祉部福祉局地域福祉課保護支援係(電話番号:011-231-4111(内線25-634))
備考	事前手続=なし(生活保護法第29条の2により適用除外)

法令名	生活保護法
根拠条項	第45条第2項
処分の概要	保護施設の認可の取消、改善命令
法令の定め	第45条第2項 都道府県知事は、社会福祉法人又は日本赤十字社に対して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は第41条第2項の認可を取り消すことができる。
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和41年8月29日厚生省発社第190号厚生事務次官通知「救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について」</li> <li>・ 昭和41年12月15日社法第335号厚生省社会局長通知「救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について」</li> </ul>
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課（内線：石狩34-921、空知3822、渡島、十勝3823、檜山3824、他3821）、保健福祉部福祉局地域福祉課保護支援係（電話番号：011-231-4111(内線25-634)）
備考	<p>事前手続</p> <p>① 保護施設の改善命令のうち、要件の不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたもの＝なし（行政手続法第13条第2項第3号により適用除外）</p> <p>② ①以外の保護施設の改善命令＝弁明の機会の付与 ※通知期間の特例（14日前）（生活保護法第45条第3項）</p> <p>③ 事業の停止＝弁明の機会の付与 ※通知期間の特例（14日前）（生活保護法第45条第3項）</p> <p>④ 認可の取り消し＝聴聞 ※通知期間（14日前）、期日・場所の公示、審理の特例（生活保護法第45条第3項、第1項及び第5項）</p> <p>※保護施設に係る認可、運営指導等は平成9年に（総合）振興局に権限委譲</p>

【No.14】

不利益処分に係る処分基準

(令和4年11月1日作成)

法令名	生活保護法
根拠条項	第46条第3項
処分の概要	保護施設の管理規定の変更命令
法令の定め	第46条第3項 都道府県知事は、前項の規定により届け出られた管理規定の内容が、その施設を利用する者に対する保護の目的を達するために適当でないと認めるときは、その管理規程の変更を命ずることができる。
処分基準	・昭和32年3月30日厚生省社発第254号厚生省局長通知「生活保護法による保護施設の管理規程について」
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課(内線:石狩34-921、空知3822、渡島、十勝3823、檜山3824、他3821)、保健福祉部福祉局地域福祉課保護支援係(電話番号:011-231-4111(内線25-634))
備考	事前手続=弁明  ※保護施設に係る認可、運営指導等は平成9年に(総合)振興局に権限委譲

【No.15】

不利益処分に係る処分基準

(令和4年11月1日作成)

法令名	生活保護法
根拠条項	第48条第3項
処分の概要	保護施設の長の指導の制限、禁止
法令の定め	第48条第3項 都道府県知事は、必要と認めるときは、前項の指導を制限し、又は禁止することができる。
処分基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・昭和41年8月29日厚生省発社第190号厚生事務次官通知「救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について」</li><li>・昭和41年12月15日社施第335号厚生省社会局長通知「救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について」</li></ul>
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課(内線:石狩34-921、空知3822、渡島、十勝3823、檜山3824、他3821)、保健福祉部福祉局地域福祉課保護支援係(電話番号:011-231-4111(内線25-634))
備考	事前手続=弁明の機会の付与  ※保護施設に係る認可、運営指導等は平成9年に(総合)振興局に権限委譲

法令名	生活保護法
根拠条項	第51条第2項
処分の概要	指定医療機関の指定取消
法令の定め	<p>第51条第2項</p> <p>指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。</p> <p>四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。</p> <p>五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。</p> <p>八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
処分基準	<p>・生活保護法による医療扶助運営要領について（第6－3）</p> <p>（昭和36年9月20日社発第727号厚生省社会局長通知）</p>
処分担当課	保健福祉部福祉局地域福祉課



問い合わせ先	保健福祉部福祉局地域福祉課保護医療介護係（電話番号：011-231-4111(内線25-632)）
備 考	個々の事例により種々の事例が想定されるため、具体的な基準としてあらかじめ画一的に定めることは困難である。

法令名	生活保護法
根拠条項	第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第51条第2項
処分の概要	指定介護機関の指定取消
法令の定め	<p>第51条第2項</p> <p>指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。</p> <p>四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。</p> <p>五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。</p> <p>八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p> <p>第54条の2第5項</p> <p>(略) 第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。(略)</p> <p>第54条の2第6項</p>

	<p>(略) 第五十一条 (第二項第一号、第八号及び第十号を除く。)、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関 (同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者 (第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)) に限る。) について準用する。(略)</p>
処 分 基 準	<p>厚生省社会・援護局長通知 (平成12年 3月31日社援発第825号) による生活保護法による介護扶助運営要領について (第 8 - 3)</p>
処 分 担 当 課	<p>保健福祉部福祉局地域福祉課</p>
問 い 合 わ せ 先	<p>保健福祉部福祉局地域福祉課保護医療介護係 (電話番号 : 011-231-4111 (内線25-632))</p>
備 考	<p>個々の事例により種々の事例が想定されるため、具体的な基準としてあらかじめ画一的に定めることは困難である。</p>

【No.18】

## 不利益処分に係る処分基準

(令和4年11月1日作成)

法令名	生活保護法
根拠条項	第62条第3項
処分の概要	保護の変更、停止、廃止
法令の定め	第62条第3項 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」</li> <li>・ 昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」</li> <li>・ 昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」</li> <li>・ 平成21年3月31日厚生労働省社会援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」・平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引について」等</li> </ul>
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課(内線:石狩34-921、空知3822、渡島、十勝3823、檜山3824、他3821)、保健福祉部福祉局地域福祉課保護支援係(電話番号:011-231-4111(内線25-634))
備考	<p>事前手続=弁明の機会の付与(生活保護法第62条第4項)</p> <p>※当該処分については、行政手続法第三章の規定(第12条及び第14条を除く)の規定は、適用除外。(生活保護法第62条第5項)</p>

【No.19】

不利益処分に係る処分基準

(令和4年11月1日作成)

法令名	生活保護法
根拠条項	第63条
処分の概要	費用返還額決定
法令の定め	第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。
処分基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」</li><li>・昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」</li><li>・昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」</li><li>・平成21年3月31日厚生労働省社会援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」・平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引について」</li><li>・平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」等</li></ul>
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課内線：石狩34-921、空知3822、渡島、十勝3823、檜山3824、他3821)、保健福祉部福祉局地域福祉課保護支援係（電話番号：011-231-4111(内線25-634)）
備考	事前手続＝なし（行政手続法第13条第2項第4号により適用除外）

【No.20】

## 不利益処分に係る処分基準

(令和4年11月1日作成)

法令名	生活保護法
根拠条項	第77条
処分の概要	扶養義務者からの費用徴収
法令の定め	第77条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の一部または全部を、その者から徴収することができる。
処分基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」</li><li>・昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」</li><li>・昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」</li><li>・平成21年3月31日厚生労働省社会援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」等</li></ul>
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課(内線:石狩34-921、空知3822、渡島、十勝3823、檜山3824、他3821)、保健福祉部福祉局地域福祉課保護支援係(電話番号:011-231-4111(内線25-634))
備考	事前手続=なし(行政手続法第13条第2項第4号により適用除外)

【No.21】

## 不利益処分に係る処分基準

(令和4年11月1日作成)

法令名	生活保護法
根拠条項	第78条第1項
処分の概要	不正受給者からの費用徴収
法令の定め	第78条第1項 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」</li> <li>・ 昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」</li> <li>・ 昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」</li> <li>・ 平成21年3月31日厚生労働省社会援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」・平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引について」</li> <li>・ 平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」等</li> </ul>
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課(内線:石狩34-921、空知3822、渡島、十勝3823、檜山3824、他3821)、保健福祉部福祉局地域福祉課保護支援係(電話番号:011-231-4111(内線25-634))
備考	事前手続=なし(行政手続法第13条第2項第4号により適用除外)

【No.22】

不利益処分に係る処分基準

(令和4年11月1日作成)

法令名	生活保護法
根拠条項	第79条
処分の概要	補助金等の返還命令
法令の定め	第79条 国又は都道府県は、左に掲げる場合においては、補助金又は負担金の交付を受けた保護施設の設置者に対して、既に交付した補助金又は負担金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
処分基準	[未設定イ] 処分基準は、法令の定めに基づく。
処分担当課	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	各(総合)振興局保健環境部社会福祉課(内線:石狩34-921、空知3822、渡島、十勝3823、檜山3824、他3821)、保健福祉部福祉局地域福祉課保護支援係(電話番号:011-231-4111(内線25-634))
備考	事前手続=なし(行政手続法第13条第2項第4号により適用除外)